

# 千葉県報

定 例  
令和 5 年 1 月 24 日

千葉県中部地区土地改良事業変更計画書の写し  
総覧期間  
令和五年一月二十五日から二月二十一日まで  
総覧場所  
鴨川市役所

第13805号

主 要 目 次

- 県営土地改良事業計画の変更
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 土地区画整理組合の定款の変更認可
- 土地区画整理事業の事業計画の変更
- 内水面漁場管理委員会告示
- 漁業法に基づく公聴会の開催（二件）
- 土地改良区設立認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧
- 令和二年十一月二十日付け県報第一三五八四号中正誤

告

示

千葉県告示第二十一号  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて適用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、かご漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年一月二十四日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第二十号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十八条第一項の規定により、鴨川市

- 1 漁業種類  
いかかご漁業
- 2 船舶の総トン数  
十トン未満
- 3 推進機関の馬力数  
定めなし
- 4 操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域		漁業時期	
漁業を営む者	の資格	漁業を営む者	の資格
共同漁業権共第一号（平成二十五年九月一日免許）の漁場の区域	三月十五日から五月二十九日まで	共同漁業権共第二号の組合員行使権者	九隻
共同漁業権共第三号（平成二十五年九月一日免許）の漁場の区域	〃	共同漁業権共第三号の組合員行使権者	六隻
共同漁業権共第十五号（平成二十五年九月一日免許）の漁場の区域	五月一日から六月三十日まで	共同漁業権共第十五号の組合員行使権者	三隻

令和5年1月24日（火曜日）

一 縦覧に供する書類の名称

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第二十号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十八条第一項の規定により、鴨川市  
の一部を受益地域とする県営加茂川中部地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。  
その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。  
なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条  
第六項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事  
に対して審査請求をすることができる。  
また、この変更計画については、その変更があつたことを知った日の翌日から起算して  
六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事とな  
る。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この変更があつたことを  
知った日の翌日から起算して六箇月以内であつても、この変更の日の翌日から起算して一  
年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の  
審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起  
算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。  
令和五年一月二十四日

令和五年一月二十五日から二月二十四日まで

令和五年一月二十四日

## 千葉県告示第二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、茂原市ゆたか土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和五年一月二十四日

千葉県知事 熊谷俊人

一 組合の名称  
茂原市ゆたか土地区画整理組合

二 事務所の所在地  
茂原市長尾二、二二九番地一

三 設立認可の年月日  
平成四年六月三十日

四 変更の内容  
事務所の所在地  
変更前 茂原市長尾二、二二九番地一  
変更後 茂原市ゆたか二六番地四

五 変更認可の年月日  
令和五年一月二十四日

千葉県告示第二十三号  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十二条第一項の規定により定めた  
流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

令和五年一月二十四日

千葉県知事 熊谷俊人

一 土地区画整理事業の名称  
流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業

二 事務所の所在地  
流山市南流山一丁目一三番地

三 事業計画の決定の年月日  
平成十七年四月一日

四 変更の内容  
事業施行期間

変更前 平成十一年三月二十九日から令和五年九月三十日まで  
変更後 平成十一年三月二十九日から令和十二年三月三十一日まで  
事業計画の変更の年月日

第13805号  
千葉県内水面漁場管理委員会告示第一号  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項において準用する同法第六十四条第五項の規定により、江戸川における内水面漁場計画に係る公聴会を次のとおり開催する。  
なお、江戸川における内水面漁場計画の案については、その関係書類を千葉海区漁業調整委員会事務局に備え置いて閲覧に供する。

令和五年一月二十四日  
千葉県内水面漁場管理委員会会長 素谷清

## 内水面漁場管理委員会告示

千葉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項において準用する同法第六十四条第五項の規定により、千葉県（江戸川を除く。）における内水面漁場計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

なお、千葉県（江戸川を除く。）における内水面漁場計画の案については、その関係書類を千葉海区漁業調整委員会事務局、銚子水産事務所、館山水産事務所及び勝浦水産事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和五年一月二十四日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 素谷清

一 開催日時 令和五年三月二十日（月曜日）午後一時三十分

二 開催場所 千葉市中央区長洲一丁目八番一号 ホテルプラザ菜の花四階「棟」

三 事業案 千葉県（江戸川を除く。）における内水面漁場計画の案

四 公述に関する事項

1 意見を述べることのできる利害関係人の範囲

千葉県の内水面（江戸川を除く。）において漁業を営む者、漁業を営もうとする者

2 その他利害関係のある者

3 公述時間  
一人五分以内とする。

4 文書の提出

公述を希望する者は、住所、氏名、年齢、職業、所属団体、当該事業案に關して利害關係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した書面一部を千葉海区漁業調整委員会事務局（千葉市中央区市場町一番一号）に提出しなければならない。

千葉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項において準用する同法第六十四条第五項の規定により、江戸川における内水面漁場計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

なお、江戸川における内水面漁場計画の案については、その関係書類を千葉海区漁業調整委員会事務局に備え置いて閲覧に供する。

令和五年一月二十四日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 素谷清